

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（令和6年7月3日京都市条例第 6 号）（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を改正後の同施行令及び同施行規則にあわせて改めることとしました。

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、第2条第1項第11号の改正規定（「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分に限る。）並びに附則第2項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 6 号

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「同じ。）の」を「「大学」という。）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「者（以下「第1号の卒業者」という。）であって、2年」を「後、3年」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「。以下同じ」を削り、「高等専門学校」の右に「（以下「短期大学等」という。）」を加え、「者」を「後」に改め、「であって」を削り、「もの」を「者」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「中等教育学校」の右に「（以下「高等学校等」という。）」を加え、「者であって」を「後」に、「もの」を「者」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同項第6号中「第1号、第3号及び第4号に規定する学校」を「大学、短期大学等又は高等学校等」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に改め、「第1号に規定する」を削り、「第3号に規定する短期大学又は高等専門学校」を「短期大学等」に、「第4号に規定する高等学校又は中等教育学校」を「高等学校等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号中「第1号、第3号及び第4号に規定する学校」を「大学、短期大学等又は高等学校等」に、「薬学に関する」を「薬学の」に、「学科目を」を「課程」に改め、「第1号に規定する」を削り、「第3号に規定する短期大学又は高等専門学校」を「短期大学等」に、「第4号に規定する高等学校又は中等教育学校」を「高等学校等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号を削り、同項第9号中「第6号に規定する学科目又は第7号」を「前各号」に、「学科目に相当する学科目」を「課程に相当する課程」に改め、同号を同項第6号とし、同項第10号を削り、同項第11号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第2条第1項第12号を同項第10号とし、同条第2項を次のように改める。

2 専用水道のうち、1日最大給水量が10,000立方メートル以下であるもの（消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものを除く。）についての前項の規定の適用については、同項第1号中「3年」とあるのは「1年6月」と、同項第2号中「5年」とあるのは「2年6月」と、同項第3号中「7年」とあるのは「3年6月」と、同項第4号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第5号中「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年」とあるのは「3年6月」と、「9年」とあるのは「4年6月」と、同項第8号中「1年」とあるのは「6月」と、同項第9号中「3年」とあるのは「1年6月」と、同項第10号中「10年」とあるのは「5年」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第11号の改正規定（「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前にこの条例による改正前の京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第2条第1項第11号に規定する講習の課程を修了した者は、この条例による改正後の京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第2条第1項第7号に掲げる者とみなす。

3 第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日から令和7年3月31日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第2条第1項第7号」とあるのは、「第2条第1項第11号」とする。

(関係条例の一部改正)

4 京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第98号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第8号」に改める。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)